

# (仮称) つくばみらいスマートインターチェンジ地区協議会 規 約

(名称)

第1条 協議会の名称は、(仮称) つくばみらいスマートインターチェンジ地区協議会  
(以下「協議会」) とする。

(目的)

第2条 協議会は、スマートインターチェンジ整備事業制度実施要綱(平成26年6月30日国道高第67号 国土交通省道路局)に基づき、(仮称) つくばみらいスマートインターチェンジ(以下、「つくばみらいスマートインターチェンジ」という。)の設置を行うために必要となる検討・調整を行うとともに、つくばみらいスマートインターチェンジ供用後も継続して、その管理・運営形態等について、定期的にフォローアップすることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項の検討・調整を行うものとする。

- (1) つくばみらいスマートインターチェンジの社会便益に関すること。
- (2) つくばみらいスマートインターチェンジ及び周辺道路の安全性に関すること。
- (3) つくばみらいスマートインターチェンジの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化に関すること。
- (4) つくばみらいスマートインターチェンジの構造及び整備方法に関すること。
- (5) つくばみらいスマートインターチェンジの管理・運営方針に関すること。
- (6) 広域的検討結果の反映に関すること。
- (7) その他つくばみらいスマートインターチェンジを設置・管理・運営する上で必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる者(以下「委員」という。)により構成する。

- 2 会長は、つくばみらい市長をもって充てる。
- 3 副会長は、つくばみらい市都市建設部長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、つくばみらい市都市建設部プロジェクト推進課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この規約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協議会で協議の上、処理するものとする。

附則

この規約は、令和元年8月20日から施行する。

附則（別表 所属・役職変更）

この規約は、令和5年3月24日から適用する。

別表（第4条関係）

所属・役職
つくばみらい市長
国土交通省 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課長
国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長
東日本高速道路株式会社 関東支社 総合企画部 総合企画課長
東日本高速道路株式会社 関東支社 管理事業部 管理事業統括課長
東日本高速道路株式会社 関東支社 谷和原管理事務所長
東日本高速道路株式会社 関東支社 つくば工事事務所長
茨城県 土木部 道路建設課長
茨城県 土浦土木事務所長
茨城県 警察本部 交通部 交通規制課長
茨城県 警察本部 交通部 高速道路交通警察隊長
茨城県 常総警察署長
つくばみらい市 都市建設部長